

葉山町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入者に対し、予算の範囲内で購入費の一部を補助し、生活環境の保全を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において処理機とは、電気式又は手動式の生ごみ処理機で、生ごみを減量、消滅又は堆肥化させるものをいう。ただし、生ごみを家庭排水と一緒に排水管等に直接排水する機種並びに葉山町生ごみ処理容器設置推進事業要綱に規定する容器は除く。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、町内に住所を有する個人で、処理機を購入し、町内に設置しそれを使用するものとする。

2 補助対象となる処理機の基数は、1世帯1基までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(補助金額)

第1条 補助金の額は処理機1基につき購入金額（稼働時に最低限必要で、本体と一括購入した基本材や微生物等の購入代金及び消費税額を含む。ただし、運搬費、設置費等の費用は含まない。）の3分の2とし、その限度額は30,000円とする。

2 前項の規定による補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、葉山町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、購入した年度の末日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機の購入に係る領収書（写し可）
- (2) 保証書又は取扱説明書の写し
- (3) 運転免許証その他の官公署が交付した文書（住所及び氏名が記載されたものに限る。）の写し

2 補助金の交付を受けた者は、処理機が破損し、使用に耐えないと町長が認める場合を除き、5年を経過しなければ再び申請することができない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を決定し、葉山町家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により申請者に通知する。

(購入者の責務)

第7条 補助金の交付を受けた者は、処理機を自らの所有地またはこれに準ずる場所に設置し、適正に維持管理するとともに、処理機の使用により発生した堆肥等は有効に利用するように努めなければならない。

(返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、または受けた者があったときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付された補助金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。

(葉山町電動生ごみ処理機購入補助金交付要綱の廃止)

2 葉山町家庭用電動生ごみ処理機購入補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。